

質問者氏名	質問事項	質問要旨
<p>8 番 稲葉親太郎</p>	<p>1 環境先進観光地箱根の空家等対策の推進に関する特別措置法に対する当町の方針について</p>	<p>人口減少・少子高齢化が進む中、全国的に適切な管理が行われていない空家等が増え、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすなど、社会問題となっております。</p> <p>国においては、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全のほか、空家等の活用に関する対応のための「空家等対策の推進に関する特別措置法」を平成 26 年 11 月に公布するなど、対応の強化を図り始めたところであります。</p> <p>平成 25 年の時点では、空家は全国に約 820 万戸存在すると言われており、本町におきましても最近では空家が目立つ状況にありますが、有効に活用が可能と思われるものから、特定空家と呼ばれる管理が行き届かない空家までさまざまであり、それぞれの状況に応じた有効な対策が必要であると思われまます。</p> <p>そこで、本町における空家対策について、以下何点かお伺い致します。</p> <p>1 問目、「空家等対策の推進に関する特別措置法」についてですが、市町村は、空家等対策計画の策定や協議会の設置など、国の基本方針に即した対応が定められていると認識しております。町の空家対策に関する取組状況と、特別措置法に関する対応等についてお伺い致します。</p> <p>2 問目、比較的状态の良い空家については、定住化の観点からも不動産市場への流通を促すなど、有効活用を図る取組を進めるべきと考えますが、空家活用に関するご見解と取組状況についてお伺い致します。</p> <p>3 問目、管理が行き届かず、倒壊等保安上危険である状態や景観を損なっている状態にある</p>

		<p>特定空家については、特別措置法において、除却や修繕、立木竹の伐採等の助言又は指導、勧告、命令が可能であり、さらに、要件が明確化された行政代執行の方法により強制執行が可能になったと認識しております。これら特定空家に対するご見解と取組状況についてお伺い致します。</p> <p>4 問目、特定空家に関連して、平成 4 年の箱根の手引きにおいては、宿泊施設総数は 762 軒となっておりますが、平成 27 年には 436 軒と、326 軒のマイナスとなっております。この 326 軒について、現在どのような状態にあるのか定かではありませんが、近年は空き保養所や施設撤去後の空き地がそのままの状態に放置され、樹木や雑草がそのまま伸び放題になっている結果、イノシシなどの絶好の住みかとなっているのではないかと心配する声も聞かれています。この事を起因となる動植物の影響等についてもご見解と動向についてお伺い致します。</p>
--	--	---